

診療記録の開示のご案内

当院は、患者様と医療従事者とのより良い信頼関係を築くため、情報の共有化による医療の質の向上、医療の透明性の確保、患者様の自己決定権、患者様の知る権利の確保の観点から、診療記録の開示を行っています。開示に際しては、個人情報保護・医療機関の守秘義務の観点から、以下の内容に留意しながら手続を行っております。趣旨をご理解の上、承諾のほどお願い申し上げます。

① 開示の申請手続き及び必要な書類

開示を希望される場合は、医事課(中央受付窓口)までお申し出下さい。

- 診療記録の開示申請書兼同意書
- 開示申請書を確認する書類等
- 委任状（開示申請者が患者様本人でない場合）
 - * 当病院では個人情報の保護の観点から、申請者が患者様本人であるか又は患者様が委任した該当者であるかの確認として、個人を証明できる公的な書類（運転免許証や旅券等）の提示及び複写させて頂いております。複写した書類については、本人確認以外の目的には使用致しません。尚、この確認が取れない場合、開示できない可能性がございますので留意の程お願い致します。

※開示には、申請日より、おおむね2週間程度かかります。

② 当院が診療記録の開示をお断りする場合

病院には個人情報を保護する義務があり、医療従事者には守秘義務があります。また、患者様の知りたくない権利も尊重しなくてはなりません。以下に該当する場合は、情報開示をお断りすることがありますのでご留意下さい。

- 診療情報の開示が、患者本人や第三者の利益を害する恐れのあるとき
- 診療情報の開示が、患者様本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
- 診療情報の開示を不相当とする相当な事由が存するとき

③ 開示に関する費用

開示に関する費用として、所定の手数料を徴収させていただきます。

お問い合わせ

開示申請の手続きの方法、開示内容に関する事などある場合は、医事課総合受付へお問合せください。

令和5年4月1日
国際医療福祉大学塩谷病院
病院長